

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1) 基本的な考え方

当社は、「公明正大、社会貢献、環境保全、品質第一、顧客優先、技術革新、全員参加」からなる「基本理念」を実践し、誠実に社会的責任を果たすことで、社会から広く信頼を得て、長期安定的に企業価値を向上させることを経営の最重要課題としています。事業活動を通じて豊かな社会づくりに貢献することを基本に、株主やお客様、取引先、地域社会、従業員などのステークホルダーとの良好な関係を築くことが重要と考えています。

こうした考えのもと、経営の効率性と公正性・透明性を維持・向上するため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築するとともに、経営の監督機能強化や情報の適時開示などに取り組み、コーポレート・ガバナンスの充実をはかっています。

2) 基本方針

- (1) 株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (2) 株主以外のステークホルダー（お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員等）との適切な協働に努めます。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4) 透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5) 株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

本欄に記載すべき事項はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4. いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

事業の拡大、持続的発展のためには、様々な企業との協力関係が不可欠です。

企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、当社は、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については、保有していく方針です。

2. 議決権の行使

投資先の経営方針を尊重したうえで、中長期的な企業価値向上や、株主還元姿勢、コーポレートガバナンスおよび社会的責任の観点から議案ごとに確認して、議決権の行使を判断します。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社が当社役員と取引を行う場合には、取締役会規則および取締役会審議基準に基づき、当該取引につき重要な事実を取締役に上程し、決議しています。

また、当社が主要株主等と取引を行う場合には、取締役会規則および取締役会審議基準に基づき、取引の重要性の高いものについて、取締役会に上程し、決議しています。

なお、取引条件等については、第三者の取引と同様に決定しています。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

社祖・豊田佐吉の精神を受け継いだ「基本理念」のもと、2020年ビジョンを策定しています。

これらは、当社ホームページ（URL: <https://www.toyota-shokki.co.jp>）に記載しています。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定

1) 方針

月額報酬と賞与により構成されています。会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としています。

特に賞与は各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案しています。

2) 手続

方針に基づき会長、社長、コーポレート本部長が原案を検討し、独立社外取締役をメンバーに含めた役員報酬委員会において、意見の交換および内容の確認を行ったうえで、取締役会へ上程し、決議しています。

4. 経営陣幹部選任、取締役・監査役候補指名

1) 方針

経営陣幹部選任、取締役候補指名におきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しています。
また、監査役候補指名におきましては、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しています。

2) 手続

方針に基づき会長、社長、コーポレート本部長が原案を検討し、独立社外取締役をメンバーに含めた役員人事委員会において、意見の交換および内容の確認を行ったうえで、取締役会へ上程し、決議しています。

5. 個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役の各候補者および経歴等について、株主総会参考書類に記載しています。

【原則4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4 - 1(1)

取締役会規則および取締役会審議基準を制定し、取締役会自身として何を判断・決定するのか明確化するとともに、その他については、経営陣へ委任しています。経営陣は、取引・業務の規模や性質に応じて定めた決裁権限に基づき、経営にあたっています。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い識見を重視しています。
上場証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立取締役に指定しています。

【原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4 - 11(1)

取締役候補指名に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスの確保のため、適材適所の観点より、総合的に検討を実施しています。

補充原則4 - 11(2)

事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しています。

補充原則4 - 11(3)

当社では、社外取締役および監査役へのインタビューを通じて、取締役会の実効性に関する評価・意見を聴取しております。
その概要は以下の通りです。

- 1) 決議事項の重要度に応じた審議を行い、適切な意思決定に努めている
- 2) 発言しやすい雰囲気が醸成されており、議論は活性化している
- 3) 会議資料が簡潔・明瞭に作成されており、説明も要領よく行われている

当社取締役会の実効性は担保されているとの評価を受けましたが、更なる向上に努めてまいります。

【原則4 - 14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4 - 14(2)

取締役および監査役には、求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に果たしうる人物を、また特に社内から選任する取締役および監査役には、当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しています。
取締役については、会社法および時々の情勢に適した内容で社外の専門家による講習会を定期的実施し、また社外講習会や交流会に参加する機会を設け、取締役として必要な知識の習得および取締役の役割と責務の理解促進に努めています。
また、監査役については、必要に応じ、社外講習会や交流会に参加し、監査役として必要な知識の習得および監査役の役割と責務の理解促進に努めています。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

- 1) 株主との対話は、経営企画部門の担当役員が統括し、決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、積極的な対応を心がけています。
- 2) 対話を補助する社内の関連部門は、建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら業務を行っています。
- 3) 個別面談以外の対話の手段として、投資家向け決算説明会や工場見学会などを実施しています。
また、投資家からの意見・要望などをもとに、内容の充実をはかっています。
- 4) 対話において把握した株主の意見などは、必要に応じて、会議体での報告やレポートの配付などにより、取締役・経営陣および関係部門へフィードバックし、情報の共有・活用をはかっています。
- 5) 決算発表前の期間は、サイレント期間として投資家との対話を制限しています。
また、その他社内にインサイダー情報が発生する際には、インサイダー情報の登録台帳に係る者が署名し、情報管理の徹底をはかっています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】

更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	76,600,604	23.51
株式会社デンソー	29,647,895	9.10
東和不動産株式会社	16,291,374	5.00
豊田通商株式会社	15,294,053	4.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,852,500	3.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,731,700	2.99
日本生命保険相互会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	6,580,591	2.02
アイシン精機株式会社	6,578,372	2.02
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	4,903,072	1.50
豊田自動織機従業員持株会	4,160,649	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
隅 修三	他の会社の出身者											
山西 健一郎	他の会社の出身者											
加藤 光久	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
隅 修三	○	当社は、社外取締役の隅修三氏が平成28年3月まで業務執行者であった東京海上日動火災保険株式会社と保険契約に基づく取引関係があります。	会社経営における豊富な経験と高い識見を、当社の経営に活かしていただけると判断しました。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。
山西 健一郎	○	当社は、社外取締役の山西健一郎氏が平成26年3月まで業務執行者であった三菱電機株式会社に自動車部品を販売しております。	会社経営における豊富な経験と高い識見を、当社の経営に活かしていただけると判断しました。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。

加藤 光久		——	ものづくりの会社経営における豊富な経験と高い識見を、当社の経営に活かしていただけると判断しました。
-------	--	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員人事委員会	5	0	3	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬委員会	5	0	3	2	0	0	社内取締役

補足説明

—

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】

監査役は会計監査人より監査計画、監査実施結果を聴取しています。また、期中には会計監査に適宜立ち会うとともに、監査実施状況などについて説明を受け意見交換しています。

【監査役と内部監査部門の連携状況】

監査役は内部監査部門の監査計画、監査実施状況について毎月報告を受け、意見交換しています。また必要に応じ、各種テーマにつき調査状況について聴取しています。このほか本社の各機能部門による、事業部門の業務執行状況のモニタリング結果など、適宜報告を受けています。特に、コンプライアンスの状況について詳しく報告を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
ハンス ユーゲン・マルクス	その他													
伊地知 隆彦	他の会社の出身者													
水野 明久	他の会社の出身者										○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ハンス ユーゲン・マルクス	○	藤女子大学学長	社外監査役としての独立性、実効性などに鑑み、学校経営ならびに人材育成に関する豊富な経験と高い識見を備えており、当社の監査に活かしていただけると判断しました。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。
伊地知 隆彦		——	社外監査役としての独立性、実効性などに鑑み、会社経営に関わる豊富な経験と高い識見を備えており、当社の監査に活かしていただけると判断しました。
水野 明久	○	当社は、社外監査役の水野明久氏が業務執行者である中部電力株式会社から電力供給(定型取引)を受けております。	社外監査役としての独立性、実効性などに鑑み、会社経営に関わる豊富な経験と高い識見を備えており、当社の監査に活かしていただけると判断しました。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

2010年度までストックオプションをインセンティブとして付与していましたが、近年、さまざまな要素による株価変動が大きく、中長期的業績向上のインセンティブとして、ストックオプション制度の実効性が乏しくなっているため、現在は採用しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

連結報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っています。
有価証券報告書は、当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3 - 1. 情報開示の充実】 3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定に記載のとおりです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対して、取締役会上程議案の重要事項につき事前説明を実施しています。
また、監査役の下に「監査役室」として専任スタッフを配置し、監査役の職務を補助しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役会を毎月開催することで、経営に関わる重要事項の決定および取締役の職務執行の監督を行っています。さらに、会社経営等における豊富な経験と高い識見を有する社外取締役を選任し、取締役会において、適宜意見、質問を受けるなど、社外取締役の監督機能を通して、客観的な視点からも、取締役会の意思決定および取締役の職務執行の適法性・妥当性を確保しています。一方で、ビジョン、経営方針、中期経営戦略、大型投資などの経営課題については、副社長以上と議案に関わる執行役員および監査役で構成する「マネジメントコミティ」で、さまざまな対応を協議しています。

当社は事業部制を採用し、事業運営に関わる権限の多くを事業部に委譲しています。しかし、特に重要な事項については、「事業執行会議」において、社長が各事業部の最高責任者に対し、定期的に監督、フォローを行っています。「経営会議」では、取締役、執行役員、監査役をメンバーとして、月々の業務執行状況の報告・確認、取締役会の審議内容およびその他の経営情報の共有化をはかっています。また、人事、品質、生産、調達、技術の各機能において課題を審議する機能会議や、CSR、環境、輸出取引管理などの特定事項を審議する委員会を設置し、それぞれの分野における重要事項やテーマについても協議しています。

当社は監査役制度を採用しています。各監査役は取締役会その他重要な会議に出席するとともに取締役などから職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて本社、主要な事業所および子会社に往査するなど、監査に努めています。また、監査役会を毎月開催し、監査の方針・計画など重要事項を協議・決定するとともに、各監査役から監査実施状況の報告を受けるなど監査役間の情報の共有化をはかっています。さらに、監査役の職務を補助する専任スタッフとして監査役室を設置するとともに、会計監査人や内部監査部門との連携を通じて、監査機能の強化をはかっています。

当社は全ての社外取締役および社外監査役との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のとおり、経営監督体制が十分に整い、機能しているとの認識から、当社は現状の体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日および準集中日を回避して開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページにおいて、招集通知の英文を掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の説明会を実施しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催(4回/年)しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の説明会に参加しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて決算短信、有価証券報告書、豊田自動織機レポートなどを掲載しています。 当社ホームページURL: https://www.toyota-shokki.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営の透明性を高めるため、IR専任の組織を設置し、株主および投資家の皆様へのアカウントビリティの確保に努めています。	
その他	アナリスト・機関投資家との個別取材の対応などを行っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「基本理念」は次のとおりです。 1. 内外の法およびその精神を遵守し、公正で透明な企業活動を実践する 2. 各国、各地域の文化や慣習を尊重し、経済・社会の発展に貢献する 3. 企業活動を通じて住みよい地球と豊かな社会づくりに取り組むとともに、クリーンで安全な優れた品質の商品を提供する 4. 時流に先んずる研究と新たな価値の創造に努め、お客さまに満足していただける商品・サービスを提供する 5. 労使相互信頼・自己責任を基本に、一人ひとりの個性と能力を伸ばし、全体の総合力が発揮できる活力ある企業風土をつくる 以上を全員参加で実践することが、ステークホルダーの皆様の期待にこたえ、また企業価値の向上につながるものと考えています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、環境への取り組みの基本姿勢である「グローバル環境宣言」(2005年制定、2011年改定)に従い、地球と調和した豊かな暮らしを実現する社会への貢献をめざしています。 2016年3月には、2050年のCO2ゼロ社会を見据え、2016年度から2020年度までの5年間の活動計画である「第六次環境取り組みプラン」を策定しました。 これに基づき「グローバル環境宣言」で掲げた4つの柱である 1.低炭素社会の構築 2.循環型社会の構築 3.環境リスク低減と自然共生社会の構築 4.環境マネジメントの推進 に取り組んでいます。 なお、当社ホームページに豊田自動織機レポートを掲載して、当社の事業、方針、環境への対応などを開示しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	豊田自動織機レポートにおいて、当社グループのステークホルダーへの責任を明確にし、適時・適切な情報開示に努めています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「公明正大、社会貢献、環境保全、品質第一、顧客優先、技術革新、全員参加」からなる「基本理念」を実践し誠実に社会的責任を果たすべく、職場力の強化・心づくりと人材育成に不断的努力を払っています。以上の認識を基盤とした会社法所定の以下の項目に関する当社の基本方針およびその運用状況の概要は次のとおりです。

〔内部統制の整備に関する基本方針〕

1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役に必要とされる法知識、求められる義務と責任に関して、新任役員研修および都度実施する役員法令講習会等によって、識見を高め意識の向上をはかり、取締役が法令、法の本質および定款に則って行動することを徹底する。
- (2) 取締役の業務執行にあたっては、取締役会、経営会議、マネジメントコミッティ、事業執行会議および組織横断的な機能別の管理会議体・委員会で、総合的に検討したうえで意思決定を行う。これらの会議体・委員会への付議事項は規程に定め、適切に付議する。また、主要な会議体・委員会には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧の機会を常時確保する。
- (3) 企業倫理、コンプライアンスおよび危機管理に関する重要課題について、CSR委員会および機能別の管理会議体・委員会にて適切に審議しリスクへの対応をはかる。また、取締役および使用人の行動規範として「豊田自動織機 社員行動規範」を策定し、あらゆる企業活動の前提として周知徹底をはかる。
- (4) 使用人に対して社外弁護士を受付窓口とする「企業倫理相談窓口」をはじめとした複数の相談窓口を設置し、取締役のコンプライアンスに関わる重要事項の早期発見に努める。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、保存する情報の対象の特定、作成責任部署、保存責任部署、保存方法、保存期間等について定めた社内規程ならびに法令に基づき、適正に作成、保存および管理し、必要に応じて常に閲覧、検証できる状態を維持する。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 予算制度等により資金を適切に管理するとともに、稟議制度等により重要度に応じて決裁権限者および業務執行責任者を定め、業務および予算の執行にあたってのリスク管理を行う。大規模な投資等の重要案件については、取締役会およびマネジメントコミッティへの付議基準を定めた規程に基づき適切に付議し、事業機会とリスクを評価し合理的判断のもと意思決定する。
- (2) 財務リスクを明確にして、それに対する統制活動を文書化し、その実施状況を確認するなど、財務報告の信頼性確保に取り組む。また、情報開示委員会を通じて、適時適正な情報開示を確保する。
- (3) 品質、安全、環境、人事労務、情報セキュリティ、輸出取引管理等のコンプライアンスとリスクについて、各事業は、事業長の義務と責任において体制を整備し日常管理を行う。機能別の管理会議体・委員会および本社機能各担当部署は必要に応じて、会社規則の制定、マニュアルの作成・配付、研修の実施、業務監査等を行い、全社的な管理を行う。
- (4) 災害等の発生に備え、マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて、リスク分散措置並びに損失に備えて保険付保等の対応をとる。
- (5) リスクが顕在化して重要問題が発生した場合には、クライシス対応マニュアルに則って適切な対策、処置を講じるとともに必要な情報開示を速やかに行う。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 方針管理制度のもと、中期経営計画および年度毎の会社方針を策定し、これに基づき、各事業は、事業長の責任において事業部方針・利益計画・各組織の実施事項等を明確にし方針管理・日常管理を行う。その業務執行状況については、取締役会、経営会議、事業執行会議、社長現場点検等で確認する。
- (2) 新製品の開発、システム開発、生産ラインの新設等については、その品質・コスト・納期を確保するために、商品企画から製品設計、生産準備、生産移行、初期生産等における審査ステップを設けたDR(デザインレビュー)制度のもと、各事業の事業長が管理する。

5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「豊田自動織機 社員行動規範」を周知し、重要事項について研修や職場ミーティング等で徹底をはかる。
- (2) 各組織における職務分掌と責任権限の明確化をはかるとともに、業務プロセスの中にコンプライアンスとリスク管理のしくみを組み込む。その実効性については、業務監査および自主点検の実施等により確認する。
- (3) 使用人に対して社外弁護士を受付窓口とする「企業倫理相談窓口」をはじめとした複数の相談窓口を設置し、使用人のコンプライアンスに関わる問題の早期発見および事前相談による未然防止に努める。

6) 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社を管理監督する主管事業部等は、当社の基本理念、行動規範、会社方針、事業部方針、財務・品質・安全・環境・人事労務等に関わる重要な方針等を各子会社に展開し、子会社の取締役は、その責任のもと、当該子会社の業務執行の適正性と適法性を確保する内部統制の整備と運用をはかる。
- (2) 子会社の主管事業部等は、子会社の取締役、監査役および使用人との定期または随時の情報交換および当社より派遣する非常勤取締役による経営の監督を通じて、子会社取締役の業務の適正性と適法性を確認する。
- (3) 当社の本社の機能各部署は、子会社への重要な方針の展開、内部統制の整備等において、子会社の主管事業部等および子会社を支援する。
- (4) 子会社の取締役および使用人が、当該子会社の経営上重要な事項について当社へ報告する体制として、関係会社管理規則を整備、運用する。
- (5) 子会社の取締役および使用人に対して、当社の「企業倫理相談窓口」の利用を促すとともに、子会社が設置する内部通報窓口への重要な通報案件を当社に報告することを求め、子会社の取締役および使用人のコンプライアンスにかかわる問題の早期把握と解決に努める。

7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専任の組織として監査役室を設け、取締役の指揮命令に服さない、監査役室員を複数名置く。

- 8) 前号の使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役室員の人事については、事前に監査役会又は監査役会の定める常勤監査役の同意を得る。
- (2) 当社又は子会社の取締役および使用人は、監査役の指示に基づく監査役室員の調査、情報収集に協力する。
- 9) 取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- (1) 取締役および使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行状況の報告を定期または都度行うとともに、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- (2) 子会社の取締役および使用人は、監査役の求めに応じ、都度監査役に業務の報告を行う。また、子会社の主管事業部等および本社の機能各部署は、子会社の経営上重要な事項について、適宜監査役に報告する。
- (3) 監査役への報告を理由として、当社又は子会社の取締役および使用人に対する不利益な取り扱いを行わないよう、しくみを整備、運用する。
- 10) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制
- 主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、会計監査人との定期および随時の情報交換の機会、内部監査部門との連携を確保する。また、必要に応じた外部人材の直接任用等、監査役職務に要する費用を負担する。

【基本方針の運用状況の概要】

- 1) 取締役および使用人の法令遵守
- ・新任役員研修および役員法令講習会(海外子会社管理、企業買収)を行い、取締役の識見を高めました。
 - ・使用人のコンプライアンスに対する理解を一層深めるため、新入社員教育や階層別教育、全社職場ミーティングで、「豊田自動織機 社員行動規範」を周知しました。周知を支援するために映像教材を作成し、学びやすい環境を整備しました。
 - ・また、毎月テーマを決めてeラーニング教材を配信し、自主的にコンプライアンスに関する感度を磨ける環境づくりに努めました。
 - ・社外に設置した「企業倫理相談窓口」や社内各種相談窓口が有効に機能するために、通報者に不利益は及ばないことを明確に示し、制度の利用を使用人に周知しました。また、相談案件に適切に対応するとともに、利用状況を取締役に報告しました。
- 2) 損失の危険の管理
- ・大規模な投資等の重要案件については、付議基準に基づき、取締役会およびマネジメントコミティにより、事業機会とリスクを評価し意思決定しました。
 - ・安全、品質、環境等のコンプライアンスとリスクについては、機能別の管理会議・委員会を開催し、全社的な管理を行っています。
 - ・災害(地震、火災・爆発、水害など)に備え、防災防火会議を開催しました。また、全工場で避難訓練を実施しました。
 - ・機密情報の漏洩事故を想定して、初動対応から再発防止までの実践的な訓練を実施しました。
- 3) 取締役の職務執行の効率性
- 方針管理制度により、中期経営計画および年度会社方針を策定し、これに基づき各組織の実施事項を明確にして方針管理・日常管理を行いました。重要事項は、取締役会およびマネジメントコミティで、付議基準に基づき審議・決議するとともに、その執行状況については、取締役会、経営会議、事業執行会議、社長現場点検等で確認しました。
- 4) 企業集団における業務の適正性
- ・子会社の主管事業部等は、基本理念、会社方針などの重要な方針を子会社に展開し、子会社と定期または随時に情報交換の機会を設け、子会社の会社方針や安全、品質、環境、コンプライアンスなどの推進状況等について確認・フォローしました。
 - ・内部監査部門および安全衛生や環境などの機能部門は、子会社の業務監査や点検シートによる子会社の自主点検などの方法により、法令遵守等の状況を確認・フォローしました。
- 5) 監査役への報告および監査の実効性
- 当社および子会社の取締役等から業務執行状況を監査役へ報告しました。また、取締役の重要な意思決定、業務執行・法令遵守状況を把握できるよう、主要な役員会議体には監査役の出席の機会を設けています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、取締役・使用人の行動指針として「豊田自動織機 社員行動規範」を定めており、その一つとして反社会的勢力への対応を掲げています。基本的な考え方は、反社会的勢力には毅然とした態度でのぞみ、これらを寄せつけないこととしています。具体的には対応責任部署を明確にして、対応マニュアルを整備するなど社内体制を確立し必要とあれば警察など関係行政機関に相談して適切な措置を講じています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示に係る社内体制】

当社は適切な適時開示を行うため、経理担当役員を委員長とする情報開示委員会を設置しています。

情報開示委員会は、金融商品取引法および証券取引所の定める適時開示規則に基づき、情報の集約および開示の適否を審査しています。
また、適時開示につきましては、取締役会または、取締役社長の承認の上、速やかに行っています。

The diagram illustrates the corporate governance structure, showing the relationships between various entities. At the top is the **株主総会** (Shareholders' Meeting). Below it are three main bodies: **会計監査人** (Accounting Auditor), **取締役会** (Board of Directors), and **監査役会** (Supervisory Board). The **会計監査人** reports to the **株主総会** and the **取締役会**, and oversees the **役員報酬委員会** (Director Compensation Committee) and **役員人事委員会** (Director Personnel Committee). The **取締役会** reports to the **株主総会** and oversees the **社長** (President). The **監査役会** reports to the **株主総会** and oversees the **監査役室** (Supervisory Board Office). The **社長** reports to the **取締役会** and oversees the **経営会議** (Management Meeting), **事業執行会議** (Business Execution Meeting), and **機能会議** (Functional Meetings). The **監査部** (Audit Department) reports to the **監査役会** and performs internal audits. The bottom section includes **執行役員** (Executive Officers), **事業部 カンパニー 各部門** (Business Divisions, Companies, and Departments), and **子会社 関連会社** (Subsidiaries and Related Companies).

```
graph BT; A[適時開示] <--> B[取締役会]; B <--> C[取締役社長]; C -- 答申 --> B; C -- 答申 --> A; D[監査役会・監査役] -- 報告 --> E[情報開示委員会 ※]; E -- 重要な開示情報の報告 --> F[事業部 カンパニー 各部門]; F --> G[子会社 関連会社]; E --> C; E --> D;
```

The diagram illustrates the organizational structure for information disclosure. At the top is the **適時開示** (Timely Disclosure) box. Below it is the **取締役会** (Board of Directors). Below the Board of Directors is the **取締役社長** (President). To the right of the President is the **監査役会・監査役** (Audit Committee/Auditors). Below these is the **情報開示委員会 ※** (Information Disclosure Committee) and its **情報開示委員会事務局** (Information Disclosure Committee Secretariat). Below the committee is the **事業部 カンパニー 各部門** (Business Department/Company/Each Department). At the bottom is the **子会社 関連会社** (Subsidiary/Related Company). Arrows indicate the flow of information: from the President to the Board of Directors and Timely Disclosure; from the Board of Directors to the President; from the President to the Information Disclosure Committee (labeled '答申' - Response); from the Audit Committee/Auditors to the Information Disclosure Committee (labeled '報告' - Report); from the Information Disclosure Committee to the President and Audit Committee/Auditors; from the Business Department/Company/Each Department to the Information Disclosure Committee (labeled '重要な開示情報の報告' - Report of important disclosure information); and from the Subsidiary/Related Company to the Business Department/Company/Each Department.